

2020年3月18日改定

## 一橋陸上競技倶楽部 慶弔規定

○ 原則として、慶事には関与しない（会としての祝儀は出さない）

但し、叙勲等があった場合は、別途、会長・副会長・幹事長で協議する

○ 会員・会員家族に弔事があった場合の取扱は、原則として次の通りとする

① 名誉会員・特別会員（除 津田塾卒）

本人	3万円（弔電・供花は会長判断）
父母・配偶者	1万円（但し、本人存命中に限る）

② 正会員

本人（倶楽部運営に功績のあった者）	3万円（原則、弔電のみ）
本人	1万円（供花・弔電ともなし）
父母・配偶者	なし

※ 功績の有無は会長・副会長・幹事長が協議し、理事会に諮る

③ 特例措置

会員が遠隔地居住・高齢者になり、家族からの連絡がない場合の扱いは以下の通り

- ・ 直後に（3ヶ月程度以内）に知った場合＝1万円の香典送付
- ・ かなり経過してから知った場合＝何もせず

④ その他、いずれにも該当しないケースや特別の事情のある場合は、会長・副会長・幹事長の協議による

以 上